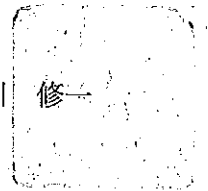


千曲市告示第 93 号

長野県知事より、保安林の指定を解除する予定である旨通知があったため、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 29 日

千曲市長 小川 修一



- 1 解除に係る保安林の所在場所
千曲市大字上山田字城山 3482 の 9・3482 の 11
（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅
- 4 掲載期間・場所
令和 7 年 5 月 22 日から 30 日間 千曲市役所にて



長野県報

5月22日(木)
令和7年
(2025年)
第610号

目次

規則

信州登山案内人条例施行規則の一部を改正する規則(山岳高原観光課)..... 1

告示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定(疾病・感染症対策課)..... 2

クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定(食品・生活衛生課)..... 3

解除予定保安林にする旨の通知(2件)(森林づくり推進課)..... 3

公告

林業種苗法に基づく生産事業者の登録(森林づくり推進課)..... 4

建築士法に基づく二級建築士の免許の取消し(建築住宅課)..... 4

開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課)..... 5

企画提案公募(プロポーザル)(教育政策課)..... 5



信州登山案内人条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年5月22日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第42号

信州登山案内人条例施行規則の一部を改正する規則

信州登山案内人条例施行規則(平成24年長野県規則第18号)の一部を次のように改正する。

様式第8号中「禁鋼」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

山岳高原観光課

- 1 解除に係る保安林の所在場所
佐久市田口字もちり久保283の4、字かいる淵284の8、284の9
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

森林づくり推進課

長野県告示第252号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和7年5月22日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
千曲市大字上山田字城山3482の9・3482の11（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び千曲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課



公告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次の生産事業者を登録しました。

令和7年5月22日

長野県知事 阿部 守一

登録番号	生産事業者の氏名及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
1413	近藤 雅哉 下伊那郡阿智村浪合1016番地	幼苗以外の苗木の育成	近藤 雅哉 下伊那郡阿智村浪合1016番地

森林づくり推進課

公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消しました。

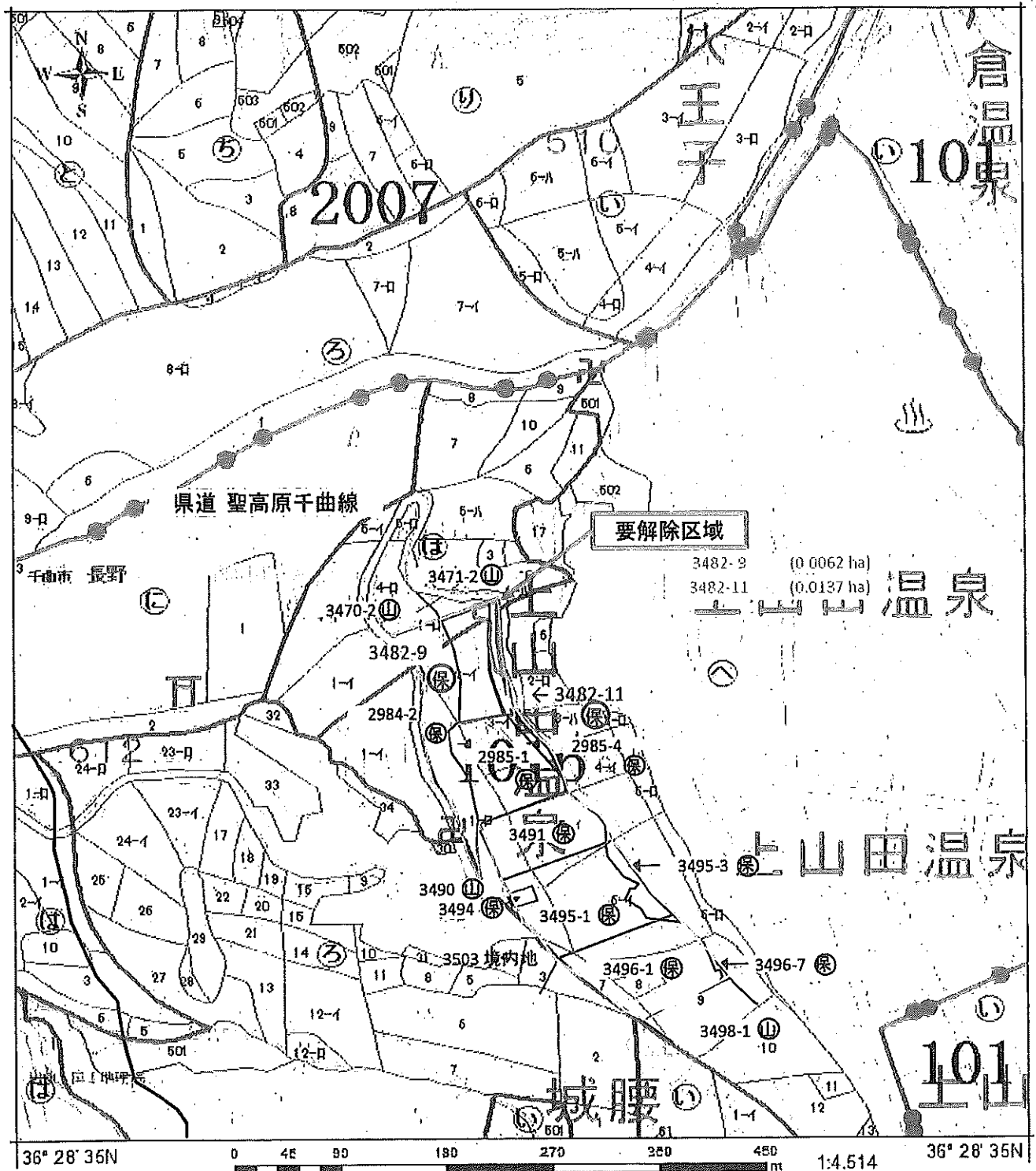
令和7年5月22日

長野県知事 阿部 守一

- 1 免許の取消しをした年月日
令和7年5月14日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名及びその者の登録番号
山口 隆 秀
二級建築士 長野第13136号

保安林解除調査地図

所在場所	千曲市大字上山田字城山 3482-9,-11
解除面積	0.0199 ha
保安林種	土砂崩壊防備
縮 尺	1 / 4,514



凡 例	
要解除地及びそれに隣接する土地の地番	1234-1 / 1234-2
要解除地の区域線	——
要解除地を含む1団地の保安林の区域の境界	——
要解除地を含む地番の境界	——

保安林解除位置図

